

壬生町立壬生東小学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童の一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 児童の一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 「人のいやがることはぜたいにやめよう」「だれとでもいつもなかよくしよう」（みぶっ子いじめゼロ作戦）を機会あるごと根気強く意図的に指導し、いじめを絶対にしてはいけないという心を育てる。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、「認めて褒めて励まして信じて待つて見届ける」を基本姿勢として、温かな人間関係づくりに努める。
- 児童に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動を理解させるよう努める。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめている児童や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導する。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかり説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるように努める。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さずに報告しようとする態度を育成する。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた児童の状態を注視し判断する。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

- (1) 児童指導委員会（未然防止・早期発見のための委員会）〈定期開催〉
児童指導全体の中でいじめを捉え、情報交換と共有、未然防止と早期発見のための取組の検討を目的とする。

① 委員 校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、
教育相談担当、（スクールカウンセラー）等

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針の検討

イ 早期発見対策

- ・ 学校生活に関するアンケートの実施
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

- (2) いじめ防止対策委員会（いじめ認知時のための委員会）〈随時開設〉
事実関係の把握と共有、早期解決、組織的・継続的な対応の検討を目的とする。

① 委員 校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、
教育相談担当（スクールカウンセラー）その他関係の深い教職員

② 実施する取組

ア 事実関係の把握

- ・ 関係のある児童からの事実関係の聞き取り（場合によってはアンケートの実施）
- ・ 事実関係の共有と、壬生町教育委員会への報告

イ 支援・塩津方針と体制の決定

- ・ 被害者に対して
- ・ 加害者に対して
- ・ 観衆、傍観者に対して
- ・ 保護者に対して

3 具体的対応

いじめの問題に対して、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題の解決に向けて組織的に対応します。

- (1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

ア 全教職員対象の児童指導に関する校内研修会の年1回以上の実施

イ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施

- ② いじめのない学校づくりに向けた指導の充実
 - ア 学業指導の充実
 - イ 道徳教育の充実
 - ウ 特別活動の充実
 - エ 人権が守られた学校づくりの推進
- ③ 保護者・地域との連携
 - ア 学校だより、ホームページの活用
- ④ ネットいじめへの対応
 - ア 携帯電話、スマートフォン等の校内での使用の禁止
 - イ 学級活動や総合的な学習を活用した情報モラルの指導
 - ・ 掲示板やブログ、プロフ等に個人情報をもやみに掲載しない指導の徹底
 - ・ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などのインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導の徹底
 - ・ 有害サイトにアクセスさせない指導の徹底
 - ウ 保護者への啓発(親子携帯電話教室)

(2) 早期発見に関する対応

- ① いじめを相談しやすい体制づくり
 - ア いじめの相談・通報窓口の周知
- ② 情報交換による共有
 - ア 定期的な児童指導委員会の開催(職員会議終末時の発表)
 - イ スクールカウンセラーや養護教諭との随時の情報交換
- ③ アンケートの実施
 - ア 学校生活に関するアンケートの実施
- ④ 教育相談の充実
 - ア 教育相談週間の設定

(3) 早期解決に向けた対応

- ① いじめ防止対策委員会による調査
 - ア 事実関係の把握
 - イ 壬生町教育委員会への報告
- ② いじめられている児童及び保護者への支援
 - ア 徹底的に守り通すことや秘密を守ることの伝達
 - イ 継続した支援体制の構築
- ③ いじめた児童への指導及び保護者への助言
 - ア 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導
 - イ 自らの行為への責任の自覚
 - ウ いじめの背景も考慮した継続的な指導
 - エ 児童のための学校と保護者が協力した指導
- ④ いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ
 - ア いじめを自分の問題として考えさせる指導
 - イ いじめは絶対に許されない行為であるという指導
 - ウ いじめを助長する行為は、いじめと同様であるという指導

- ⑤ ネットいじめへの対応
 - ア 当該いじめに関する情報の削除
 - イ 必要に応じた所轄警察署への通報と支援要請
- ⑥ 警察との連携
 - ア 所轄警察署等への通報の検討

(4) 重大事態への対応

- ① 壬生町教育委員会への報告と、所轄警察等への通報
- ② 壬生町教育委員会学校教育課指導主事等を加えたいじめ対策委員会による調査
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対する事実の説明（随時）
- ④ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮したすべての保護者を対象とした説明会
- ⑤ いじめ対策委員会を中心とした再発防止策の作成と実践